

●憲法

本問の出題趣旨は、警察が収集した住民の情報を民間の会社に提供することが、憲法が保障するプライバシー権の侵害に当たるか、また、それは正当化されるか、を論ずることにある。なお、関連する裁判例として、岐阜地判令4・2・21 LEX/DB 文献番号 25591788 がある。

まず、「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」が憲法13条で保障されることを確認し（住基ネット訴訟・最一判平20・3・6民集62巻3号665頁）、次に、本件情報提供の対象となったXらに関する情報（氏名・住所、年齢、過去に関与した市民運動に関連する情報やXらの健康状態等）が、プライバシーとして保護されるかを論ずる必要がある。これらの情報は秘匿性の程度において相違があるが、秘匿性が低いと考えられる情報であってもプライバシー性が肯定されることもありうる（江沢民早稲田大学講演事件・最二判平15・9・12民集57巻8号973頁参照）、こうした点に留意する必要がある。その上で、問題文中に示された本件情報提供の目的やその必要性等について検討することが求められる。また、本件情報提供及び情報収集の根拠を警察法第2条第1項としているが、プライバシーに関わる情報の収集・提供の法的根拠についても問題になりうるだろう。

以上の点などを踏まえ、代表的な最高裁判例を理解し、適切に援用することで、憲法上の問題を論ずる答案については、高い評価が与えられる。

●民法

問題1（40点）

代理及び無権代理に関する基本的な知識を問うものである。Bの行為は無権代理であり、無権代理によって締結された本件売買契約の効果は、本人Aにも無権代理人Bにも帰属しない。Aについては、Bに代理権が授与されておらず、代理による法律行為が本人Aに帰属させる基礎を欠くからである。Bについては、BC間の意思表示は、BではなくAに効果を帰属させることで合致しているからである。

問題2（30点）

無権代理に関する基本的な知識を問うものである。本問では、本人Aは追認権又は追認拒絶権の行使が可能である（民法113条）。Aは、検討の結果、本件売買契約の効果を自分に帰属させてもいいと考えるのであれば、Cに対して追認権を行使すればよいし、そうでなければ、Cに対して追認拒絶権を行使することとなる。その一方で、Cとしては、Aに対して追認をするか否かを催告する権利があり、催告期間内にAが回答しない場合は追認拒絶とみなされる（民法114条）。また、Cとしては、Aが追認又は追認拒絶するまで、本件売買契約を取消することができるが、Cが本件売買契約時に無権代理につき善意であることを要する（民法115条）。

問題3（30点）

いわゆる「無権代理と相続」に関する事例を通じて、判例及び相続に関する基本的な知識を問う問題である。Eによる所有権移転登記の抹消登記手続請求が認められるためには、Eに所有権があることが必要なので、その根拠を示すことが必要である。その上で、いわゆる無権代理

と相続の問題については、判例は、（相手方の悪意又は過失が否定された事案を前提に）資格融合説により法律行為は当初から本人に効果帰属していたものと扱う。本問では、相手方が悪意であるため、資格併存説（信義則説によって例外を認める場合か、資格併存貫徹説を取る場合）によって異なる結論を取り得るが、いずれの見解によるのであっても論理的に解答されていれば得点を与える。

●刑法

（出題の趣旨）

いわゆるシャクティパット事件に関する最高裁判例（最決平成17・7・4刑集59巻6号403頁）を素材とする事例問題である。Xについては、殺意を認定した上で、作為義務の発生根拠について検討を加えつつ、不作為の殺人の成否について論ずる必要がある。Yについては、保護責任者遺棄致死罪の成立が考えられるが、殺意のあるXとの間での共犯関係を論ずる必要がある。

（採点基準）

不作為の殺人について60点、Yについての保護責任者遺棄罪の成否・共犯関係について40点。

●民事訴訟法

IからIIIのいずれも、民事訴訟法の基本的な事項についての理解を問う問題である。

Iは、訴訟上の請求に関するものである。訴訟上の請求は、訴状においてどのように特定されるのか、特定が不十分な場合、どのような措置が採られるのか、裁判所がすることができる判決の内容や既判力の範囲との関係では、訴訟上の請求にはどのような意義があるのかについて、正確に理解していることが求められる。

IIは、必要的共同訴訟の種類についての基本的な知識を確認するものである。

固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟のいずれか1つが正解である場合には、4点を与える。

IIIは、反射効の理論についての理解を問うものである。反射効理論にいうところの前訴の当事者と第三者の間の実体法上の依存関係が認められるのはどのような場合か、反射効の効果として、前訴の敗訴当事者は後訴においてどのような主張立証をすることを禁じられるのかを、具体的な事案に即して答えさせる問題である。

IからIIIのいずれにおいても、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを採点基準とし、誤字があれば減点の対象とする。

●刑事訴訟法

I 配点30点。

訴因の特定に関する基本的理解を問うために出題した問題である。訴因の特定に関する識別・特定説と防御権説の内容及びいわゆる白山丸事件における判示内容について正確な理解を示す必要がある。また、判例や学説について理解するだけでなく、実際の裁判において問題となった場合に訴訟関係人がどのように対応すべきか、という点も指摘できることが求められる。

II 配点 20 点。

1 は、令状に基づく捜索差押についての基本的理解を問うために出題した問題である。令状呈示の趣旨、目的を理解しているということを答案上で示す必要がある。捜査機関による捜索差押であるので、準用条文の指摘も必須である。

2 は、刑事手続きにおける被疑者・被告人の身柄拘束に関する横断的な理解を、身柄を解放するための手段を通じて問うものであり、刑事弁護人として必須の知識である。被疑者・被告人の身柄を拘束する処分としてどのようなものがあるかを前提として、それに対する不服申立て手続、不服申立て以外の身柄開放のための制度を条文とともに指摘することが求められる。

●小論文

大学におけるリーダーシップと、企業や行政組織におけるリーダーシップの違いやその背景などについて、問題文全体を貫く筆者の見解を正確に読み解く読解能力があるのかに着目した。利潤追求を目的とした企業と優れた人材養成を目的とした大学とを比較した上で、そうした目的の相違がリーダーシップのあり方にどのような影響を及ぼすのか、を正確に理解して、問題文に湿された問題点、つまり、大学が企業型のリーダーシップを追求した場合に生じる問題点について解答することが求められる。

設問 1 では、文章全体の意味を捉えて、説得力があり、論理性に富んだ文章を自らの言葉で書くことができているか、平易でこなれた日本語で表現できているかを重視した。

設問 2 では、（問題文を離れて）リーダーシップのあり方について自己の見解を説明し、表現することができるかといった应用能力、発展的理解力にも注目した。

●憲法

本問の出題趣旨は、地方議会における出席停止処分が司法審査の対象となりうるかを論ずることにある。この点については、これまで、地方議会の出席停止の懲罰議決の適否は司法審査の対象とならないとするのが判例であったところ（最大判昭35・10・19民集14巻12号2633頁）、近年、最高裁はこれを変更した（最大判令2・11・25民集74巻8号2229頁）。すなわち、最高裁は、憲法が採用する地方自治に関する基本原則として「住民自治の原則」があり、地方議会の自律的な権能が尊重されるべきこと、一方、地方議会の議員は、「住民自治の原則」を具現化するため議事に参与し議決に加わるなどの活動をする責務を負うとした上で、出席停止の懲罰は「議員としての中核的な活動」を困難にさせることから、議会の自律的な権能に基づいてなされたものとして一定の裁量が求められるべきものの、「裁判所は、常にその適否を判断することができる」としたのであった。

本問については、まず、裁判所が司法審査の対象としうる「法律上の争訟」（裁判所法第3条第1項参照）の内容を確認する必要がある。その上で、本件処分が司法審査の対象となるかを論ずることが求められる。本問の事案は、令和2年最高裁判決とほぼ同様であるが、最高裁が司法審査の対象とした論拠を正確に理解した上で検討することになるだろう。以上の点などを踏まえ、代表的な最高裁判例を理解し、適切に援用することで、憲法上の問題を論ずる答案については、高い評価が与えられる。

●民法

問1 Cの賃借権の対抗が問題となる。Aは賃貸借契約の意思表示しかしていないのに、売買契約の虚偽表示をして、所有権移転の虚偽の外観が生じている。Cは、この虚偽の外観を信頼した善意の第三者であり、Cの賃借権の主張に、Aは対抗することができない。したがって、Aの乙取去・甲明渡し請求は認められない。もっとも、AB間では売買契約は無効であり、賃貸借契約のみが有効とされる結果、BC間には無断の転賃貸借契約が締結されたということになる。無断転貸借は612条で解除原因となりうるが、仮にAがBとの契約を解除したとしても、Cの賃借権はAに対抗できる結果、AC間に賃貸借契約が存続することになる。虚偽表示の要件と効果、「対抗」に対する理解、AC間に存続する賃貸借契約の内容（①か②か）などを分析することが求められている。

問2 請負建物の所有権の帰属の問題である。判例によれば、請負人が材料費を支出した場合には請負人が建物所有権を取得するといういわゆる請負人帰属説は、元請契約に所有権帰属に関する合意がある場合の下請契約には適用されない。本件の元請契約に、請負建物の引渡しがなくとも、代金全額が支払われた場合には所有権が移転するという黙示の合意があると考えれば、Eはもはや所有権を主張することができない。そのほかにも、そもそもの解釈として注文者帰属説をとることも考えられる。解答にはいくつかの可能性が考えられるが、所有権帰属の根拠、元請契約と下請契約の関係、判例に対する評価など、適切に分析されていればそれに応じた得点を与える。

●刑法

(出題の趣旨)

最高裁判例を素材とする事例問題である。Xについては、公園とマンション居室における一連の暴行により、Aに対し傷害を負わせており、傷害罪が成立することは問題がないが、Aは、最終的に逃走中に高速道路に進入するという不適切な行動を自らとった末に死亡している。それゆえ、このような被害者の行為が介在してもなお因果関係が認められて傷害致死罪まで成立するかを論ずる必要がある。なお、Yは、第1現場での暴行を共同で行ったものの、第2現場に至るや離脱している。このような場合に、第2現場でのXの行為とその結果について刑事責任を負うかを論ずる必要がある(いわゆる共犯関係の解消の問題)。

(採点基準)

傷害罪の成立について20点、因果関係について40点、共犯関係の解消について40点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Iは、訴訟係属、二重起訴禁止、訴訟要件についての基本的知識を確認する問題である。

IIは、口頭弁論の方式についての諸原則を理解できているかどうかについて、確認する問題である。

IIIは、証明責任の意義及び必要性について、確認する問題である。証明責任がどのようなものであるか、なぜ証明責任が判決をするにあたって必要とされるのかについて、説明することが望まれる。採点に当たっては、理解の正確さ、表現の的確さについても評価の対象とする。

なお、解答に誤字があれば、減点する。

●刑事訴訟法

I 配点30点。

逮捕に伴う搜索差押えに関する基本的理解を問うために出題した問題である。無令状の搜索・差押が認められる根拠として、学説上、相当説・合理性説と、緊急処分説・限定説の2つの考え方が示されているところ、この両見解の内容やその論理的帰結について正確に指摘する必要がある。条文については項、号まで正確な指摘が必須である。

II 配点20点。

1は、証拠開示制度についての基本的理解を問うために出題した問題である。開示対象となる証拠の種類、開示の要件、開示請求を行える場面・段階などについて、公判手続きの流れと関連させつつ論じることが重要である。

2は、伝聞例外の基本的理解を問うために出題した問題である。各要件の違いを意識しつつ、その内容を正確に記述することが求められる。

●小論文

問題文の構造を正しく理解し、ジェンダーの視点に立つことで多様なものの見方が可能となり、新しい発見がもたらされることを、政治的現象や政治学に即して、論理的に表現できているかを試すものである。

設問1は、ジェンダーの視点に立つことで、男性の視点に立って観察されてきた政治的な風景はどのように劇的に変貌するのか、抽象的な文章表現を論理性を持って自分の言葉で説明することができるかに着目した。

設問2では、出題に際して利用した文章に立脚して、自らがジェンダーの視点に立った場合を想定して、そこで生ずるであろう新たな気づきや多様性をもった理解について、具体例を挙げながら論理的に説明できているかを中心に採点した。

2023（令和5）年度入試 C日程・出題趣旨及び採点基準

●憲法

本問は、性同一性障害者が婚姻をするためには、場合によっては意思に反して生殖腺除去という極めて身体侵襲性の高い外科手術を受けなければならない現行法の要件について、憲法の観点から検討することを求めている。同規定の合憲性をめぐっては最決平成31・1・23判時2421号4頁が判断を示しているが、解答にあたっては当該最決多数意見で示されたのと同様の論理構成をとらなければならないわけではない。生殖・リプロダクティブライツや自己決定権をめぐる学説も踏まえながら問題に取り組むことが求められる。憲法上の問題点を特定したうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。

●民法

動産（本件猫）の返還請求の可否に関する問題である。

設問1は、物権的請求権（所有権に基づく返還請求）に関するものである。この請求が認められるためには、Aが目的物（本件猫）の所有権を有することが必要である。この点をふまえて、本件猫に対するAの所有権が認められるかどうか（どのようにして所有権を取得したのか）を検討することが求められる。なお、本問でのAの請求は、本件猫がAが所有権を取得した猫と同一の猫であることが前提になることにも言及できるとよい。

設問2は、即時取得に関する問題である。誰と誰との間の即時取得が問題になるのか、即時取得の要件（特に取引行為の介在）は満たされているかを検討することが求められる。その上で、本件猫は盗品・遺失物に当たらないかという点にも言及できるとよい。

●刑法

（出題の趣旨）

事例問題。窃盗罪が成立することを前提に、ガードマンに発見され、追跡を受けたXについて、事後強盗致傷罪が成立するかを論ずる必要がある。事後強盗罪については、いわゆる窃盗の機会継続要件について解釈を示しつつ、事案に対して適切に当てはめる必要がある。Yについては、事後強盗に途中から共犯として関与していることから、事後強盗罪の罪質について理解を示しつつ、共犯関係を検討しなければならない。

（採点基準）

事後強盗罪の成否について50点、事後強盗罪と共犯について50点。

●民事訴訟法

法科大学院での学修に必要な基本的事項（訴状や判決の送達・上訴審の機能、争点整理、自白の撤回）の理解を問う。

問Iは、補充送達に関する最高裁判決を題材として、（1）一定の分量の判決文の内容を読み解いたうえで民事訴訟法上の基本概念を指摘できるかを語句補充形式で問うとともに、また、（2）普段は馴染の薄い分野（再審）について、民事訴訟法典の体系を踏まえて、該当条文に素早くアクセスできる能力があるかを問い、更に、（3）判決文の文意を正確に理解している

かを文章選択形式で問うている。補充語句については、最高裁判決どおりでなくとも同趣旨の語句であれば正解とした。

問Ⅱは、争点整理に用いられる各種の手續に関して、各手續の違いについて、条文を踏まえた把握がなされているかを問うている。

問Ⅲは、間接事実の自白の撤回にかかる最高裁判決の事案を題材として、主要事実や間接事実を具体的事案に即して判別できるか否かを問うとともに、規範の定立と事案への適用にかかる論理的文章表現力が備わっているかを評価する。採点においては、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし、誤字・文法の誤りがある場合は減点する。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

被疑者の身柄拘束処分の一つである逮捕についての基本的知識を問うために出題した問題である。基本的に、条文を逐次参照しながら学習していれば、問題なく回答できたはずである。刑事訴訟規則を含め、正確に条文を指摘することが必須である。

II 配点 20 点。

1 は、取調べについての基本的知識を問うために出題した問題である。被告人の取調べを認める明文規定が存在しないという、検討の前提を指摘した上で、任意捜査として許容されるのか、許容されるとして、公訴提起後であることをどのように考慮するのかについて、被疑者と被告人の立場の違いを意識しながら示す必要がある。

2 は、実務上よくある弁論の併合や分離についての基本的知識や、共犯事件における証人尋問を題材に被告人及び証人の立場・義務についての理解的知識を問うために出題した問題である。被告人には供述義務がない（刑事訴訟法 311 条 1 項）が、証人は一般に供述義務を負うという、立場によって異なる義務の内容について理解していることを答案上示す必要がある。

●小論文

【出題の趣旨】

新聞の社説を読んで、その趣旨を理解し、論理的に推測する力を試すもの。また、そこで取り上げられた問題についての自分の意見を論理的に述べる力を試すもの。

【採点基準】

資料（新聞の社説）の趣旨を理解しているか。また、資料が述べていることの理由を論理的に推測できているか。

自分の意見を論理的に述べることができているか。

●憲法

本問の出題の趣旨は、表現の自由および平等について、判例・学説の概念を用いながら、適切な判断基準の設定と適用ができるかどうかを問うところにある。答案の採点に際しては、まずなによりも、憲法上の問題点（ドキュメンタリー映画製作者の取材の自由、記者クラブ所属記者と非所属記者との取扱いの不平等）を正確に特定することができるかどうか、評価の高低を分かち重要な基準となる。憲法上の問題点が正確に特定されたうえで、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的かつ明快に展開できている答案については、高い評価が与えられる。なお、出題に際して、那覇地判令和2年8月5日判例時報2485号80頁を参考にした。

●民法

具体的な事例をもとに、法律構成を明確化した上で論じる力を問う問題である。表見代理の成否について要件を挙げながら適切に論じることができるか、また、表見代理が難しいと考える場合には、例えば使用者責任の成立等について要件を挙げながら適切に論じられるか等を重視した。論じるにあたっては、論旨に応じて適切に事実を補充できているか等も考慮している。

●刑法

（出題趣旨）

窃盗を共謀したところ、実行犯が計画を変更して強盗を行ったという事案である。共謀共同正犯の成否、共謀の射程ないし共犯の因果性、共犯の錯誤、強盗罪の成立要件などについて論ずる必要がる。

（採点基準）

共謀共同正犯について30点、共謀の射程・共犯の錯誤について30点、窃盗罪・強盗罪の成立要件について20点、住居侵入罪について10点、罪数について10点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学習に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Iは、証明することを要しない事実とされる「当事者が自白した事実」と「顕著な事実」(民事訴訟法179条)や、「公知の事実」、「弁論主義」といった民事訴訟法の基本概念についての知識を有しているか、擬制自白が認められる場合を正確に把握しているかについて、語句補充形式で問うものである。

IIは、裁判によらない当事者の意思による訴訟の終了原因のうち、常に相手方の同意を要しない請求の放棄及び認諾を挙げられるか、それらを調書に記載したときに、その記載が確定判決と同一の効力を有するとする民事訴訟法267条を正確に示せるかを確認するものである。

IIIは、別訴で先に訴訟物として請求している債権を自働債権として、別訴の相手方からその後請求された債権との相殺の抗弁を主張することが、二重起訴禁止(重複訴訟禁止)を定める民事訴訟法142条との関係でどのように扱われるかについて、最高裁平成3年12月17日三小判・

民集 45 卷 9 号 1435 頁の判示内容を正確に理解しているかどうかを問うものである。理解の正確さ、表現の的確さを評価する。なお、誤字があれば減点する。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

起訴状一本主義と予断排除の原則に関する基本的知識を問うために出題した問題である。予断排除の原則は刑事訴訟法上重要な原則のひとつであり、その趣旨や、他の原理・原則との関係など正確な理解を示す必要がある。

II 配点 20 点。

1 は、令状に基づく搜索・差押えについての基本的理解を問うために出題した問題である。搜索・差押の個別具体的な対象を搜索差押許可状に明示することが求められる趣旨についての正確な理解を答案上に示す必要がある。

2 は、刑事訴訟法上の重要法則のひとつである伝聞法則の基本的理解を問うために出題した問題である。精神状態の供述の伝聞証拠該当性について、伝聞法則の趣旨、伝聞証拠の意義を踏まえながら論理的に答案に示すことが求められる。

●小論文

問題文全体を通じて、社会的な生活を営むアリと孤独な生活を貫くクモとの生態の違いを正確に理解できているのかを重視した。合わせて、抽象的に表現されている文章について、具体的に読み解くことができているのかを重視した。とりわけ、上記のような生態をもつアリやクモを対象として研究・分析することが人間社会の理解や分析にとって、どのような形で寄与するのか、問題文全体を通じた筆者の主張を把握した上で、上記の対比や関係性を的確に表現できているか、文章作成能力にも着目した。

●憲法

本件では、校則違反に対してスカートを強制的に着用させるものでもなければ、何らかの不利益処分が行われたものでも必ずしもなく、中学校校長が有する教育実現における包括的な権能を前提にして、当該権能の限界を論ずることができるかが問われている。女子生徒の主張としては、行為一般の自由、平等、思想良心の自由、表現の自由などの条文を用いつつ、自らの行為の要保護性を主張することが考えられる。判例・学説の整理してきた枠組みを参考に、関連する判例・学説を適切に引照しながら、自分自身の見解を論理的に明快に展開できている答案について、高い評価が与えられる。なお、出題に際しては、熊本地判昭和60年11月13日行集36巻11=12号1875頁を参考にした。

●民法

1. 設問1

- ① 出題の趣旨 192条のいう「取引行為」の意義について理解しているかを問う出題
- ② 採点基準
 - イ) 即時取得の要件を摘示しているか
 - ロ) 本件でAは取引行為によって占有を始めたのではないことを理解しているか
 - ハ) 即時取得は、前主の占有という権利の外形（外観）を信頼し、取引行為によって占有を取得した者の取引の安全をはかる制度であることを理解しているか

2. 設問2

- ① 出題の趣旨 94条2項の「第三者」の意義を問う出題
- ② 採点基準
 - イ) 94条2項の「第三者」とは「虚偽の意思表示をした当事者またはその包括承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上の利害関係を有するに至った者」であることを理解しているか
 - ロ) 本件のDは、仮装譲受人の単独相続人（=包括承継人）なので、94条2項の「第三者」に該当しないことを理解しているか
 - ハ) 本件で〔AがDに対して所有権に基づき甲土地の明渡しを請求したのに対して、DがAC間の売買契約の締結の事実を主張しても、AはAC間の売買契約が虚偽表示によるものであると再反論することができるので〕94条1項が適用されて、Aの請求が認められることを理解しているか

※〔 〕内の記述があれば加点要素として扱う

3. 設問3

- ① 出題の趣旨 強迫（96条1項）を理由とする意思表示の取消後の第三者の意義を問う出題
- ② 採点基準

イ) 意思表示の取消後の第三者との関係では、BからAへという復帰的物権変動を観念でき（判例同旨）、AとCはBを起点とする二重譲受人の関係となるため、Cは、Aの請求に対して、自分はAの登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者（177条）であると反論できることを理解しているか

ロ) 94条2項の類推適用説を採る場合は、取消しの遡及効（121条）によりBが無権利者となり、登記に公信力の認められないわが国ではCは原則として無権利者となるということを前提に、議論が組み立てられているか

※イまたはロのいずれの立場をとる場合でも、自己の見解と異なる立場を批判した上で自己の見解を主張する場合は加点要素として扱う

ハ) 判例の立場に立つと、本件のCが悪意であることが問題となるが、177条の第三者は、原則として善意か悪意かは問われないこと（善意悪意不問説）を理解しているか

ニ) 善意悪意不問説には一定の限界があり、それはCが背信的悪意者の場合であることを理解しているか、また、本件のCはBの近親者であるが、このことはCの背信性を基礎付ける一つの事実たりうる（=実質的に当事者と同視できる場合は登記の欠缺を主張する正当な利益がない）ことを理解しているか

※94条2項の類推適用説を採った場合、ハやニは論点とはならないが、権利外観法理がなぜどのように適用されるのか、本件の場合はどうなのかなどについてきちんと書かれていれば、フルの得点を与える。

●刑法

（出題趣旨）

事例問題。Xが、駐車場からAの書類と現金を持ち出したことについて、窃盗罪の成立要件を提示しつつ、その成否を論ずる必要がある。窃盗罪については、特に、XがもつばらAを失脚させるという目的でこれらの物を奪っていることから、不法領得の意思（利用意思）の有無について検討を行わなければならない。利用意思が否定される場合、毀棄罪が成立することについて論ずる必要がある。さらに、業務妨害罪の成否についても検討が必要となる。

（採点基準）

窃盗罪の成否について40点、毀棄罪の成否について20点、業務妨害罪について30点、罪数について10点。

●民事訴訟法

法科大学院既修者としての学修に必要な基本的事項の理解を問うものである。

Iは、当事者適格は、訴訟物たる権利または法律関係について実質的利益を有する者であることが原則であるが、これ以外の第三者に当事者適格を認める場合である「第三者の訴訟担当」についての理解を確認するものである。

IIは、訴訟要件の内容について、具体例を示しての理解を確認するものである。

IIIは、確定判決の既判力が有する重要な消極的作用と積極的作用について、具体例をもとに、正確な理解ができているかどうかの確認をするものである。

採点にあたっては、標準的な教科書の記述を正確に理解しているかどうかを基準とし、誤字については減点の対象とした。

●刑事訴訟法

I 配点 30 点。

違法収集証拠排除法則についての基本的知識を問うために出題した問題である。違法収集証拠が排除される根拠や判例が示した排除基準につき正確に記述する必要がある。著名な判例を正確に理解することが求められる問題である。

II 配点 20 点。

1 は、犯罪被害者の訴訟参加についての基本的知識を問うために出題した問題である。被害者参加制度（刑事訴訟法第 316 条の 33 以下）により被害者参加人を行うことができることについては、条文を参照すれば難なく回答できるはずである。また、被害者参加制度が導入される以前から存在する心情に関する意見陳述制度（刑事訴訟法 292 条の 2 第 1 項）についても、実務上よく使われる制度であり、知っておいてほしい。

2 は、起訴便宜主義についての基本的知識を問うために出題した問題である。起訴便宜主義の意義、考慮要素及び関係条文について正確に記述することが求められる。

●小論文

小学生に「命の授業」を行うことについて学生が議論し教授が補足情報を提供するというスタイルの 3,000 字あまりの論稿を読み、その内容を正確に理解して分かりやすく文章に表現すること、それを踏まえて自らの考えを説得的に表現すること、といった能力があるか否かを問うものである。

1 は、「命の授業」を小学生に行うか意義はあるか否かについて、「この文章から読み取れるものを分かりやすく説明」することを求めるものである。この文章に書かれていることが正確に示されているか、それらが分かりやすく整理して説明されているか、反対にこの文章には書かれていないことが書き加えられていないか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。

2 は、「この文章の趣旨を生かしつつ、自身の見解を可能な限り説得的に」述べることを求めるものである。この文章の趣旨を理解しているか、それを生かしつつ自らの見解について論理的に述べられているか、日本語として正確な表現がなされているか、といった観点から採点を行った。